

## 令和3年第8回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年12月9日(木)
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階議場
3. 議 題 (1) 議案第5号 白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(2) 議案第6号 契約の締結について  
(3) 議案第8号 白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の指定について  
(4) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について  
(5) 議案第11号 令和3年度白井市下水道事業会計補正予算(第2号)について  
(6) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 秋谷公臣委員長・植村博副委員長  
血脇敏行委員・竹内陽子委員  
柴田圭子委員・中川勝敏委員  
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
執行部  
市長 笠井喜久雄  
市民環境経済部長 岡田光一  
都市建設部長 高石和明  
市民活動支援課長 松岡正純  
市民課長 今井美由紀  
都市計画課長 小島健太郎  
道路課長 竹田忠夫  
上下水道課長 青木元晴
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井治夫  
主 査 今井好美

主 事 伊 藤 昌 枝

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。本日は御苦労さまでございます。会議に先立ちまして、秋谷委員長より御挨拶をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 おはようございます。

委員会審議も3日目、最終日となりました。委員の皆様には慎重なる審議をお願いするとともに、円滑なる進行をお願いして、委員長の挨拶といたします。

○石井治夫議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日は、都市経済常任委員会では、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号のうち、都市経済常任委員会が所掌する科目及び議案第11号の5議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては秋谷委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○秋谷公臣委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。また、質疑は一問一答とし、質疑及び答弁は要点を簡潔に述べてください。なお、マスク着用での発言に際しては、マイクの音声認識に配慮の上、明瞭に発声をいただくようお願いいたします。また、感染症対策の一環として、説明員の皆様の離席及び途中の退席を許可します。

では、これから日程に入ります。

(1) 議案第5号 白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○秋谷公臣委員長 日程第1、議案第5号 白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けております。

これより質疑を行います。なお、資料に対する質疑は行わないよう、お願いいたします。

質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、議案第5号について質問をさせていただきます。

まず、この「都市計画施行令の改正に伴い」というところから始まって、「災害リスクの高い区域を除外するため」と、こういうふうに書いてあるんです。そこでお伺いをしたいと思います。今、申し上げましたけど、その提案理由として、市街化調整区域内で開発行為が可能な区域は災害リスクが高い区域を除外と。何回も繰り返して、除外となっている。でも、今定例会で二重川の周辺まちづくり協議会という話が出ました。これは、市長がその質問に対して、大変、市の資源活用ということで素晴らしいこと。私もそういうふうに思います。そういうことに期待をしたんですが、いみじくも、こういう条例の改正が出てきた。

また、2021年の土地災害ハザードマップ、これですね。これもできているんですね。1つの例として、こういった二重川のようなことも市が考えているというのであれば、いろいろそういうところに条件が、災害リスクが高いのか低いのか、あるいはそこが割合と浸水、二重川のところですから、川に近いですから浸水してくるのかとか、いろいろ条件が出てくると思うんですが、あの質問の中で、資源を生かすという、そういう想定の中で、この条例が改正になることによって市はどのようなことを考えられていますか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。今回の条例改正につきましては、近年の災害状況を踏まえまして、市街化調整区域であっても開発許可する区域として、条例で定めている区域から災害リスクの高い区域を除外するものとなっております。

本条例の対象となりますのは、市街化調整区域のうち、都市マスタープランの低密度住宅地区、富士南園地区になります。における住宅開発となりますが、市街化調整区域ではこのほかに、都市マスタープランの土地利用方針に基づきまして、インフラも地域特性に応じた土地利用を促進しているところでもあります。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 となっていると。答弁がありましたから、そうなっているんでしょう。今、インフ

ラ整備ということが回答の中に出てきたんですけど、じゃあ、その土地は非常に軟弱であったり、あるいは崖があったりとかというような状況が出てきたとき、それはインフラ整備をしていく。特に上下水道のことになってくると思いますけど、それはどういう対応をしていくんですか。例えば、市内の真ん中にある土地とニュータウンに隣接している土地、これは条件がいろいろ違うと思うんですが、そういうことも今後考えてこの条例をちゃんと考えていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺りはどうですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。インフラ整備につきましては、それぞれ土地利用方針に基づきまして、関係課と横断的に検討していくことが重要と考えております。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 この前、私、議場で言ったんですけど、横断的という言葉はすごく重宝な言葉だと思うんです。横断的と言えば、横の連携が、横串がちゃんとできるという。でも、この改正は、市の資源を活用する中で間違っちゃいけないと思うんです。何かがあったらいけないと思うんです。やはりよりよい方向で進むということがこの条例からいろいろ考えられ、そこで、そういったインフラ整備、後ろに上下水道課の課長さんがいらっしゃるんですけど、そういう上水、下水というのはどういう判断をされていくんですか。

○秋谷公臣委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 まず、先ほど委員がお話しになった二重川周辺の区域に限ってと、それから富士南園地区に限って、2か所についての上下水道課の考え方ということでお答えさせていただきます。

まず、二重川周辺につきましては、県営水道区域の場所もあれば、市営水道区域の場所もございます。それから、下水道については、公共下水道で整備をしたほうが良い場所もあれば、合併浄化槽で整備したほうが良い場所もございます。同じく、富士南園地区につきましては、下水道については、基本的に、費用対効果を考えて公共下水道で整備をしたほうが良い場所なのか、合併浄化槽で整備をしたほうが良い場所なのかというふうに分かれてきます。

それから、上水については、富士南園地区であれば、市の水道区域になってございますので、ある程度もう面整備はできております。開発等が仮に起きた場合であれば、開発業者さんのほうに管渠を布設していただいて、それを寄附していただくという方法を取る形になると思いますし、先ほど前段で述べました県営水道区域であれば、県営水道の区域は県のほうにお願いをして、県も整備は自分ではやりませんので、開発負担金を取って、それから事業者さんに整備をしていただくという形を取っております。

まず、先ほど都市計画課長がお話ししたように、横断的などということであれば、同じ都市建設部ですので、道路もありますし、雨水の整備のこともありますので、その辺は調整を取りながら今までも

やっておりますし、これからもやっていくようになると考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員です。したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

## (2) 議案第6号 契約の締結について

○秋谷公臣委員長 日程第2、議案第6号 契約の締結についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

中川委員。

○中川勝敏委員 質疑をさせていただきます。今回の契約更新に際して、この工事の金額も非常に、1億を超える金額でありますし、この辺の、またここで今回の入札の結果の相手方が株式会社コスモ工業と決まったということでの提案でございますけれども、私、コスモ工業という名前を聞いて、あれ？ 昨年、コスモ工業が請け負った工事は、地域の、あそこは住宅地ではなかったわけですが、フジコーに抜ける細い林道のようなところですが、人家じゃないですけれども苦情が出たと、その工事に対して。特に馬を飼っている方からの苦情で、その辺の経緯、てんまつが今どういう形になっているのか。そのことをはっきりさせた上で、新たな今回の提案の論議に入ったほうがいいのではないかと思いますので、改めて。工事自体はまだ続いているんですけどかね。まだ完了はしていませんよね。でも、大分収束に向かっているとは聞いておりますけれども、その辺の経過、その辺をもう一度お聞かせ願いたい。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、お答えをさせていただきます。昨年度の工事が中断したものは、市道02-001号線における側溝の布設工事というものでございました。これにつきましては、先ほど委員からありましたように、いわゆる乗馬クラブというところからのものでございました。

この苦情というのは、工事に関わる音であったり、あるいは工事の時間帯に関わるもので、馬の使用において、非常に馬もデリケートなので、大ざっぱに言うと、気を遣ってもらえないかというようなことからのトラブルというものでございました。これについては、市のほうでもその対応について、当該請負業者と一緒に謝罪等に行って、当該業者のほうも誠意を持って対応したところでございますけれども、最終的に御理解を得られなくて、市と当該業者とは協議による契約の解除をしてございます。

その後、市のほうでもこの工事はやはり進めなければならないというようなことがございまして、令和2年度に補正をお願いいたしまして、工事のほうを再開する計画を立てておりました。現在は、この工事をやっているところで、おおむね80%程度進んでおります。この工事を進めてくる中において、当該乗馬クラブとのトラブルとか、そのほかからの苦情等については、今のところ一切入っていないというような状況で工事のほうが進んでいるというところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 そうすると、今回のこの契約のコスモ工業さん、今回担う金額は、まさに1億3,000万という非常な金額に跳ね上がるわけですけど、今の牧場主さんとの契約の中で出てきたので、今の説明で気になったのは、音とか工事をする時間帯の契約が守られないできたということで、コスモ工業さんと市のほうで謝罪に行ったけれども、最終的にはすんなり受け入れていただけなかったということについて、これはやはりこの業者の方に、今度の新たな入札の相手としてこれが徹底できるのかどうか。契約の工事をやる時間帯とか条件がなぜ徹底しなかったのか。これはイロハのイではないかと、工事請負業者にとってみれば。また、市でなぜこれを守らせ切れなかったのか。謝罪をしてということになっておりますけれども、謝罪が問題なんじゃない。その点いかがでしょう。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。まず、トラブルの原因というものは、騒音、それと工事の時間帯というようなことで、これにつきましては、まず、工事をする中において準備に入ると。一番最初は、工事に入る前に境界、測量をやるためのくいを打つというようなことで、金属鋸を道路に打ち込んでいくような作業において、うるさいからやめてくれというような状態から始まってまいりました。そういった中で、気をつけていきますというようなことをしながら、それでは、今度は夜間の時間帯なども馬が休む時間も必要なんだというようなことで、区間を区切って、夜の9時から朝の5時までの時間帯でやるところと、その前に、夜7時ぐらいから1時前には終わらせるというような時

間帯を区切るというようなことで、条件などを提示して、じゃあ、それならいいだろうというようなことで、一旦そこで御理解をいただいたわけですが、その際に工事請負業者のほうが、これは現場監督になります。これが工事の時間帯の変更、それから注意深くやるというようなこともお知らせをしたというところで、お知らせをしてあるからもう工事に着手していいんだと。現場に、準備作業にまた入ろうというようなことで、なぜか早合点をしてしまったというようなところがございました。そういったところは、人為的な勘違い等のミスだったのかなとは思っております。

そこを市のほうも、地権者等には、きちんと説明をして対応しなければならないということを常々指導等をしているわけですが、やはり現場においては、そこはなかなかそのとおりにはいかなかったというところもございました。

これについて謝罪を市と当該業者とで行ったわけですが、当該業者においては、会社の最高権利を持っている代表取締役と、勘違いをして工事を進めてしまった現場代理人は交代だというようなところで、そういったことの対応をしながら御理解をいただく、市のほうも業者に対する指導を徹底してまいりますということで行いましたけれども、御理解をいただけなかった。

相手からは、工事には協力しないというような強い意志がございまして、その中で、工事を進めていくということについては法的には認められているところではございますけれども、やはり無理に進める中で、現場の管理、安全管理をしていかなければならない、妨害があった場合、何か事故が起こったときの対応等も問題になってくる、そういったようなこともございまして、当該業者のほうも、ここで工事を強行に進めることはできないという判断において、市と協議を行いまして、市でも一緒に問題の解決に当たっていくという責任を負っている関係がございまして、こういったところから、協議の契約の解除というようなことに至ったという次第でございました。

現在、令和3年度、今年度に補正予算をいただきまして、工事を進めてきたわけですが、この発注に当たりまして、市のほうでも、仕様書の中に、時間、あるいは騒音が出るような工事に入る前にはきちんと相手方のほうへ説明に行く。事前説明をして、それから現場に入っていくということも仕様書の中に明記をして、そして発注のほうをしてございます。当該業者、引き続きの工事となりましたけれども、このことについてはきちんと守っていただいているということも見てございます。こういった中で円滑な工事が進められていると認識をしております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 分かりました。じゃあ、その後、新たに市も一枚かんでやっておられるというところは努力として認めたいと思うんですが、私でよろしいですか。もう一つ、次の問題。

○秋谷公臣委員長 もう一つですか。

○中川勝敏委員 はい。質問です。

それでは、今回の工事の概要でございまして、説明は受けて、案内図もいただいているんですけど



も、私も先般現場を見てまいりましたが、もう今、夕方に行ったものですから、広い範囲で全体が見渡せない。できれば、今日なんかは画面で映していただいて、こうなっているというのをやっていたらいいんじゃないかと思うんですけど、今回は盛土の工事から始まって、いろいろ広大な地域に及ぶし、最終的には西白井のほう、ベリーフィールドのほうまで突き抜けていくということで、現場に行ってきましたら、夕方にもかかわらず物すごい交通量で、これの工事の進捗に対して、先ほどの教訓でありますね、時間帯。その安全対策という、その角度からいって、とにかく車も非常に多い。これを工事日程に合わせてきっちり決定していけるのかどうか。

どういふ今回、前の工事とはちょっと質が違いますけれども、やはりその辺を市のほうとしても、これをどういふ点を強めさせたいと考えておられるのかということをお聞きしたいんですが、すいません、その前にやっぱりこの図面だけ見てての説明じゃ、びんとこないんですよ。今日は画面も映らないということなので、何とかもう一度。この拡大図も、案内図も2枚合わせてみると、縦横が合わないとかいふので、私、方向音痴なものですから全然頭に入らない。もう一度、概略、この地域の工事対象地域がどういふふうな安全対策上必要なのか、そのことを軸に御説明願いたいということでございます。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、地図の中で、いろいろな盛土等をやってきた中で、その辺はどのくらいあったのかというようなことかなと思います。

現在、お手元の議案に対する資料として、議案第6号資料の2ということで案内図のほうをつけさせていただいております。現在ここにある盛土の箇所については、AとBでそれぞれ5号盛土と9号盛土になっております。この5号と9号の間には、6、7、8というようなことで盛土がまずございます。それから、9号の先、これでいけば北側のほうになりますけれども、広めの十字路に見えるところ、ここに1か所、10号ですね。十字路の手前の左側のところです。ここに10号。そして、11号ということで、一番終端部になります。十字路を越えた交差点のところは11号ということで、ここでは全体で5号から11号までございます。

それから、今度は、5号盛土Aの黒塗りよりも16号のほうに行くところ、この間で3か所の盛土を予定しておりました。これは予定でございます。ただ、地質調査等、途中で追加の調査等を行った中で、盛土、軟弱地盤対策工の再検討というようなことをやってございます。ここでは、いわゆる軟弱な層が1メートル未満だとかというようなことで、非常に浅いというようなことから、碎石に置き換えていこうというようなことで、軟弱地盤対策のほうについては、盛土ではなく碎石による置き換え工法というようなことになっているところが3か所ございます。そのような状況の中です。

それから、もう一点、このBの9号盛土のところを見ていただくと、ぐにゃっと交差点に向かって曲がっているところがありますけれども、この辺りのところは、工事のほうは平成31年度に完了しております、約76メートル程度の工事がそのところは完了しているところになっております。

以上が本線の中での盛土、それから工事の完了箇所というようなところでございます。そして、これにおける安全対策、今度は工事に入る場合の安全対策ということでございますけれども、まず、やはり一番最初にやっていかなきゃいけないのは、盛土の撤去ということになりますので、これは土を搬出していくということになります。現道に大型車が出てくるというようなこともございますので、しっかりと交通誘導員を配置していただいて、きちんと目配せをしていただいて、安全を確保していただきたいとまず考えてございます。

それから、道路工事は、今度はそれが終われば、ある程度、通り沿いの中で工事をするというようなことではなくて、閉ざされている、クローズの中での工事になりますので、工事の出入りが頻繁であるというようなことはなかなかないのかなとは思われます。しかしながら、そういったところがやはり気の緩みというようなことにならないように、安全対策の徹底というようなことについては、請負業者のほうにも徹底させていくというようなことで指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

中川委員。

○中川勝敏委員 ただ、この一連の盛土撤去工事から最後の用水管移設工事まで、長い期間にわたって、そのような人が大型車の誘導をすとか、工事期間によって工事の種類が変わってくるわけですから、当然、人の誘導とかそういう、また、一定の道路が、この期間はここは使用できないという事態も出てくるのかなと今の説明を受けて感じているわけですが、相当安全対策上のあれを取らないと、大渋滞を起こしたりというふうな、非常に安全対策上難しいというか、大変な手がかかる工事だろうと見ておりますが、それ以外に、先ほどの大型車を人が出て誘導する、案内掲示だけではなくて人が出るということのほかにも、もっと考えておられることはございますか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。一番危険だなとまず思われるところは、実は9号盛土の撤去のほうは危険かなというふうに、危険性が高いと考えております。ここは現道に面したところを、現道沿いのところを取っていくというようなこともございますので、こここのところは、その場所だけではなくて、その前後における対策についても十分検討しなければいけないというようなことで認識してございますので、請負業者のほうともその辺は綿密にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 工事内容について、何点かちょっと確認させていただきたいんですけど、この道路は非常に重要な道路で、完成が急がれているわけですが、いろいろな段階でいろいろな問題が起きてきているのがこの道路だと思います。今回、六、七項目ある工事内容、今、想定している

中で、不測の事態が起きないような範囲の工事ということでよろしいのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。この工事の範囲というので、不測の事態というようなことで何を想定するかというところがございますが、やはり軟弱地盤であったというようなことにおいて、工事途中において何かそういったことが原因でのトラブルがないかというような心配かなと思われま

す。  
この軟弱地盤の対策につきましては、やはり地質調査等においてしっかりと、あと盛土によって時間をかけて盛土をしていく。つまり、一気に盛っていくとかということではなくて、時間をかけながら30センチを1層にしなが

ら、この5号盛土であれば、3メートル程度ぐら

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 今回の課長さんからの答弁で大体分かったんですけど、自分も素人で詳しいことは分かりませんが、現場へ行ってちょっと見てみたんです。そうしたら、5号盛土のほうは、その脇が水田になっていると思います。田んぼになっていると思います。その田んぼと盛土をしている境のところを何の気なしに見てみたら、ちょっと歩いていたら沈んじゃうぐらいになっているわけ

です。  
そういうところなので、盛土をして水を散らして地盤を固めるということだと思わ

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。隣地に対する対策ということかなと思いますが、まず、隣接は農地になっておりますので、特別な対策があるかということについては、なかなかないような状況ではございます。ただ、今後、道路工事に当たりますと、土地のほうを、農地を地権者の方から借りていくというようなことがございます。こういった中で、農家の方は非常にそのところの畦畔とか

ということを大事にしています。なので、畦畔のほうも、盛土があるから耕作ができていない、耕作ができていないと、畦畔のほうもきちんと管理はされていないというようなこともございますので、そういったところで畦畔の形成、それからそれを固めてあげるといようなことなどをまずしっかりやっていききたいなと思っております。

それから、もう一つは、道路に対することで、道路の中につきましては、道路を守るための擁壁を作っていくということがございますけれども、この擁壁を建てるにつきましても、擁壁の下の基礎をしっかりと固めるというようにすることで、そういったことで地盤改良工というのがございます。道路に対しましては、こういったことで擁壁をしっかりと支える基礎も地盤改良等によって作っていききたいと考えてございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 高石都市建設部長。

○高石和明都市建設部長 ちょっと補足させていただきますけれども、基本的には、工事というのは、調査・設計して発注となってくるんですけれども、正直なところ、それで全てがパーフェクトかというのと、パーフェクトではないです、結論から言うと。というのは、調査も全てを細かくすれば、それは確率は上がりますけれども、それだけ費用がかかるので、経済設計という考え方から、基本的にはサンプリングの中でどのくらいの頻度が適正なのかと、そういったものを考えながら設計というのはしていくものでございます。

今回、これだけの大がかりなものですから、当然、何メートルピッチで地質調査とか、当初、3ポイントほどでありましたけど、やっぱり設計を進めていいたら足りないということで、追加でボーリングもさせていただいております。場合によったら、現場でやっぱりまた追加のものが必要になるということは往々にしてあることなんです、工事というのは。まして地中の話です。土は特になかなか動きをつかみづらいものです。

植村委員さんがおっしゃったような、周辺の田んぼとかにも影響が出る場合はあります。だから、その場合には、適切に周辺にも注意を払って、本体工事のところは、厳密な品質管理だとか出来高管理というのをしていくんですけれども、こういう、軟弱地盤なので、当然のことながら、周辺にも配慮して工事というのは進めていって、もし影響が出るようであれば、その対策工事というのは、随時、必要であれば行うということになります。

ですから、これでもう設計は完璧なのかと言われてしまうと、そうではないというところは承知しておいていただきたいと。必要があれば、また必要な対策を加えていくという形で工事は進めていきます。

以上でございます。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、最後に、ちょっとあそこの盛土の上に乗って見たんですけど、パイ

プが刺してあって、多分あれ、地中に何か入れて測るものか、サンプルを取るのか分からないんですけど、一応、ああいうものが、地盤が落ち着いたであろうという判断の基準になるわけだと思うんですけども、その確認と、最後に、道路がこれで造り始められるとなったときに、現存する今の道路、切断されちゃうわけですよ。それがどうなるのかをお聞きして終わりにしたいと思います。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。まず、盛土に刺さっていたパイプのようなものというようなことで、あれは御指摘のとおり、沈下のほうを見るためのものでございます。

それから、現道につきましては、やはり隣接地、それから地区内の道路というようなことになりまますので、廃止等はしないで市道として残して利用はしていただくというようなことで、残存するものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑、ございませんか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 この入札に当たって、工事の内容ですとか、工事の工程ですとか、そういうもので入札の結果が出ていると思うんですけど、ちょっと確認をさせてください。この工事の工程については、例えばこれ、盛土が2か所あります。これを同時にやるのか、あるいは1か所ずつやっていくのか、まずそこを確認させてください。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 盛土のどちらからということかと思えます。現在、契約が終わって仮契約状態にはなっておりますけれども、業者のほうから施工計画書というのが上がってまいります。この中で、どちらから始めていく、あるいは両方やるとかということが示されてまいりますので、その中でまずは確認をしていきたいと思っております。現在においては、どちらからやっていくというようなことはまだ明瞭になっていないと。明確になっていないところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 分かりました。それと、この9号盛土、これは撤去された後に、道路の新設工事ということがあるんですが、先ほど、もしかすると道路課長のほうで説明をされたのかなと思うんですが、既存の00-136号線、ここには、この道路工事のときに支障はないというような理解でよろしいんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、工事に対する支障ということでお答えいたします。

まず、先ほどの9号盛土について、注意しなければならないというようなことでお答えをさせていただいたところ、ここはやはり、先ほどお話ししたとおりで、現道に沿って盛土がなされていますの

で、ここの撤去、搬出については、まずはやっぱり注意しなきゃいけないということで、業者のほうとも綿密な打合せ、そして準備をしていただくということでまずは考えております。

それから、もう一つは、5号盛土を撤去した後の本体工事に関わる部分ということになります。こちらについては、現道との取付けのところ、ここのところをどこまできちんとやるかにもよってきますけれども、現状においては、そこにすりつけるというところまでになっておりますので、ポイント的には、時間的な規制等をかけながら安全を確保して進めていきたいと思っております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 分かりました。十分安全対策のほうはということなんですが、先ほど私、もしかすると、5号盛土のところを9号盛土と言ってしまったのかなと思うんですけど、それをもし9号と言っていたら訂正をお願いします。5号盛土の後の道路の新設工事に関わる部分ということで。

すいません、これは日中工事ということでよろしいでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 そのとおりでございます。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 大体分かりました。ここ、盛土の搬出ですとか工事が入ると、かなり大型車両がまた通るのかなと思います。もちろん安全対策の部分があるんですが、今朝ほど、この農免道路を私、通ってきたら、やっぱり路面がかなり傷んでいるんです。ということで、また路面に損傷が出て、通行する車がパンクをしたりだとか、そういうことがないように十分配慮いただきたいと思います。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ここで休憩に入ります。

再開は11時であります。よろしくをお願いします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○秋谷公臣委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はございませんか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、お尋ねしていきたいと思えます。今、ほかの委員の方がいろいろ質問されましたけど、まず、私はこの道路を春夏秋冬通っております。いつか、台風の後の土砂降りの後、なかなか水が引けない。これはいかなるものかと思って見ていた次第なんですけれども、同時に、現道のところも、昔の農免道路であったという要因もあって、しょっちゅうでこぼこするんですね。そ

れが今の現状だと思えます。

先ほど、高石部長のほうから、不測の事態が起きたらというお話もあって、あってはならないと思えますけど、まず原点に返って、平成30年にこの工事はスタートしているんですけども、ここまで来るに当たって、どれだけの業者さんが工事をしてきたか、まずお知らせ願いたいと思えます。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、工事をしてきた業者についてお答えいたします。

一番初めに工事を行った者は、平成30年度に盛土工事、そして本体の工事ということで、高秀建設が行っております。その後、盛土等については、アジア開発興業が行ってきたところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 その間に、資料をもらった中で、資料は委員会としてもらっているんですけど、これ、コンサルも入っていましたか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、今度、コンサルということでございますが、設計、それから詳細設計及び地盤調査、ボーリング調査等については、開発虎ノ門コンサルタントというような業者が行ってきたところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうしますと、盛土ののり面の土のう等で補強したという、この会社はアジア開発興業がやったわけですね。どうでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。アジア開発興業のほうで補強工事を行ったということでございます。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 その会社が盛土をしたという中で、工法が、ちょっと伺ったら、プレロード工法というわけですね。要するに盛土をして、それが沈んでいくのを何か月か、1年近く置いておいて、確かにこれ以上は行かない、沈むことないよということで、いよいよ今回この事案が出てきたと私は思うんです。

ただ、先ほど部長のほうから、何か問題があれば再考するというお話がございました。今、全国的に道路の陥没とかいろいろある中で、土砂崩れもそうですけど、一体どこが責任かというようなことで、非常にトラブルが起きているということも見聞きするわけですけども、これは非常に大事なことでと思うのです。

国はいろいろなことを言ってくるわけですよ。国土強靱化の中で、自治体さんよ、頑張りなさいと。

こういうふうによく検討していきなさいと。こう言っていますけど、それを全部自治体に持ってこられても困ると。じゃあ、どういう体制にしていかなきゃならないかという、今、私が考えるには、こういった各事業者が工事してきたこと、これは行政としてしっかり検証しておかなきゃいけないと思うんです。検証しておくには、もちろん書類はきちっと保存しておくとか、それから、市の職員の技術者の方々が立ち会って、きちっとそれも検証するというようなことで、こういうところに着眼しておかなきゃいけないと私は思っております。こういうことを今まではどうされてきましたか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今まで、そういった道路等で造ったものが壊れたらどのような対応をしてきたかということかと思いますが、まず、舗装工事等においては、市においての市道の工事の中で波を打ってしまう、路面が波打った状態になってしまったというようなことがございました。これについては、地盤改良をする、地盤を固めるようなところがどうだったのかというようなことを調査して、なおかつ、その固めるための材料なんかの確認も取って、それを修繕するというような対策を考えていくというようなところでございます。したがって、調査をきちんとして、原因を突き止めて、そして対策を講じるというようなことを行ってきたというところだと思っております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今回のアジア開発興業がやったことは、プレロード工法ということで、ちょっと私も調べてみました。端的に言えば、盛土をして、そしてそこに水が湧き出ないような盛土を1年近く置いているんですか、そういうことで確認をして、今度改めてコスモ工業に渡っていくわけですが、そういう中で、じゃ、コスモ工業が今後、この議会を通して工事をするようになって、トラブルが、問題が出てきたとき、これはどういうふうな、その問題点が盛土をしたコスモにあったのか…。じゃなくて、ごめんなさい。アジア開発興業のほうの関係だったのか、あるいはコスモ工業が何か工事をしているときに対応を間違えたのか、いろいろ出てくると思うのです。そういった辺りをしっかり捉えていかないと、今後何年もかかってこの工事を進めていくわけです。ですから、その辺りを今回、この時点ではどういうふうにご考慮されるか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。まず、先ほどの中で、少し答弁の付け足しをさせていただきたいと思っております。対策に関わることについては、やはり後になって分かるものですから、工事の状況の写真とかその記録、こちらを確認していくということも非常に重要なところで1つ付け加えをさせていただきたいと思っております。

それから、今後、工事を進めていく中で、今回はコスモ興業のほうで道路本体の工事をしていくということなんでしょうけども、今後、その中で何かトラブルが起こったときには、一体どの業者の部分だったのかということかなど。そこを明確にしておく必要があるんじゃないかということかと思っております。



市としましても、まず先ほどの、今回の工事を進めてくる中で、事業計画としては、設計をしている、調査をしているという者は、この委託業者としてコンサルのほうをやっているということがまずございます。これは全線における中で、1本の道路として行っておりますので、どの部分でということとは出てこなくて、当該、開発虎ノ門コンサルタントというところが設計上ではどうだったかということがまず1つあるものと思います。

それから、もう一つは、じゃあ、工事は今後、1つの業者が行っていくわけではないと1つは考えられます。区間ごとに業者が違う場合があるというところも、事業として区間ごとにやはりきちんと捉えておいて、何年度にはどこをどうやったのか、ここをしっかりと捉えておいて、そして、もし何かあったときには、検証というようなことで調査、そして設計上なのか、もう一つは、工事自体なのかというようなこともしっかりと見ていかないといけないと考えております。

なので、先ほど補足を少しさせていただいた工事の写真だとか、あるいは記録、こういったものもしっかりと取っておいて、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 まさに課長のおっしゃるとおりだと思います。それはぜひ、今後の中で、この長年かかる工事の中で、絶対にやっておかなければならない行政の責任だと思います。これさえしっかりやってあれば、また何かトラブルがあったときにも動き方が違うと思います。検証をしていく上でのしっかりした書類の保存をぜひともお願いして、終わります。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 まず、施工業者のほうについて伺います。落札率はどのくらいでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 80.4%になっております。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 2社のうち1社辞退とありますが、辞退の理由というのは明らかになっていますか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 辞退した業者のほうは、技術者の確保が困難だったということの辞退になっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そういうことになると、実質、1社が応札してきて、そこになったということかと思えますけれども、それでよろしいんですね。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 そのとおりでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今度は、工事内容について伺います。工事内容が1、2、3、4、5、6、7つありますけれども、これは、5号盛土と9号盛土の2か所について、全部当てはまると考えてよろしいのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 それでは、お答えをいたします。まず、この工事の中につきましては、5号盛土のほうが、地盤改良から用水移設管等までまず入っております。これが5号盛土の内容。そして、9号盛土は、盛土の撤去のみとなります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、9号盛土は、今、盛土が置いてあって、その後、さらに道路は、撤去した後の延伸工事、舗装工事というのはしないんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 本件に関わっての工事ではございません。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今までに何度か説明をしていただいていたいて、最初の頃の説明だと、令和2年の2月ですね、圧縮盛土は11か所行う計画で、そのうち6か所を現在施工しておりますと書いてあるんです。5号と9号というのは、この6か所のうちの2か所と解釈してよろしいですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 全体で16号から工業団地下までで全部で10か所あるという中で、そのうちの6か所については、6号から11号までと。ちょっとお待ちください。失礼しました。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 盛土工事を行ったのは、本件に関わる5号、それから、最終的には11号までの7か所というようなことで盛土工事のほうは行っております。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認ですけれども、じゃあ、5、6、7、8、9、10、11……。あれ？ 要は10か所盛土をした……。11か所行う計画だというのが最初の。で、そのうちの何か所か砕石で済むことになったみたいなこともいつかの説明で伺ったことがあるんですけど、そうしますと結局、盛土を今しているのが2か所と明らかに分かっているんですけど、残りの部分はもう終わった？ 6か所を現在施工しておりますという説明があるので、残りはもう終わっていて、これが最後の2つだということではよろしいのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 残っている2か所が最後の盛土になります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、やらなかった部分については、盛土はしていないけれども、砕石をするという。それはもう終わっているんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 先ほど少しお話をさせていただいた5号盛土から16号方向について、3か所の盛土を行う予定であったんですけども、これを砕石による置き換え工法というものに置き換えて対策をしていくということでございます。

今どうしているかということなんですが、その置き換え工事については、本線の整備と併せて実施できるということで、現在は行っていないという状況になってございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 工業団地のほうの交差点、要は9号盛土に近い変圧線のある近いところの交差点は、交差点改良はする予定ですか。あそこも入っていますか、今回の道路のあれに。かなりすごい交通量だというのはもうよく分かっていることなので、道路を改良するのであれば、その交差点もセットかなと思うんですけど、今までもらった中でその説明がなかったので、ちょっと確認をしたいと思います。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 こちらの交差点の改良工事も、計画では入っているところでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 いろいろなことがこの道路は沿線で行われていて、廃棄物があったり未相続地があったりと。で、今こういうふうに工事改良が行われているという状況で、なかなか全体図が見えにくいんですよ。未相続の土地で取得がされていないようなところというのは、今回の盛土には全くとにかくかかっているし、また、全く別のところだということでもよろしいんですよ。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 そのとおりでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 現道をアクセス道路につなげるということをおっしゃっていましたが、結構細切れになってしまうと思うんですが、全てをつなげるようになるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 現存する道路については……。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 失礼いたしました。工事が全て完了しなければ、つなげないというようなところでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 国の交付金次第で、工事にかかるお金が毎年度違ってきていると思うんですけども、この工事に関しては、1億を超える工事なんですけど、どのような財源になることに予定されますか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 財源といたしましては、国の交付金、それから地方債、そして一般財源というところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは当然なんですけど、国の交付金のめどとか、そういうのが立った上での今回の議案の上程なのかなと。どういう配分になりそうなのかということが知りたいんですけど。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 まず、国の交付金につきましては、補助率のほうは50%ということになってございます。下がった交付金に、地方債のほうを90%充当して、一般財源のほうを残りに充てるというようなところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 あと、業者について伺います。今までが、アジア何とかというところがやっていて、盛土のところまでが終わって、今度、撤去とかが別の会社になるわけですね。そうすると、工法とかやり方とか、大分違ったりとかもあると思うんですけど、その辺りの引継ぎのようなことは、さっきどなたか聞いたかもしれませんが、ちゃんとそういうような工事は、ここで一旦終わっているけど、また盛土を撤去するということから、途中から新しい業者が入るということになるわけなんですけど、そこら辺の工事のそういうことというのは、よく、ままたあることで特に問題はないんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 お答えいたします。盛土をしてきたというところと、今回は、あるものを撤去して、そして道路の工事に入っていくというようなこととなりますので、前工事を引き継ぐというような部分はございませんので、適切な設計に基づいて工事を進めていただくというふうになるものと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 工事の確認ですけれども、5号と9号は舗装工というものも入っているし、この工事の契約の内容で道路が完成する、その部分については完成すると考えてよろしいんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 9号のほうの盛土の部分につきましては、道路本体工事のほうは入ってございませんので、いわゆる平地になるということでございます。そして、5号盛土のほうにつきましては、道路整備が入ってまいります。ここについては、表面上の表層を除いて完成するというところまでの工事の内容になっております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 9号盛土のほうは、途中まで道路ができていますよね、新しいのが。それで、その先に盛土がいっぱい置いてあるという状況だったと思うので、盛土を撤去したらすぐ道路ができそうだなという感じもするんですけど、撤去だけで、平地になるというだけで、道路の工事はまた別に、その先に発注ということになるわけですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 御指摘のとおりでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 施工業者についてなんですけれども、先ほど中川委員のほうから話があったとおり、1回中止になった工事を請け負った会社でもあるんですけれども、そういうのというのは、入札のときにAランクとか決めて入札するんでしょうけれども、そこら辺についての加点・減点みたいな市独自の何かというのは設けないものなんですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 入札に際しては、その資格要件のほうは全て整った状態であることをまず確認しております。

それと、もう一つ、委託業者は、先ほど中川委員のほうでもお話をさせていただいた契約解除については、指名停止要領に基づいて、口頭による注意をしたというようなところもございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認ですけど、今回の工事の入札に当たっては、そこが引っかけたかどうかということではなく、普通に一般の競争入札で参加資格があつて応札してきたということでよろしいですね。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 おっしゃるとおりでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認ですけども、この業者はこれを取って、もう一つのほうも取ってとすると、結構大きな額、市の土木工事の中で、道路関係で占める割合が結構大きくなると思うんですけども、

そういうようなものの均衡性というか、平等性というか、そういうようなのというのは全く配慮なく、とにかく一般競争入札で取れるところ、低いところにやってもらおうということで徹底しているということによろしいですか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 市の入札制度に基づいて実施をしてございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決いたします。当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員です。したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第8号 白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の指定について

○秋谷公臣委員長 日程第3、議案第8号 白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けております。

これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございませんか。

中川委員。

○中川勝敏委員 今回のこのコミュニティプラザの案件ですけれども、今までの経過の中で確認したいことが1つあります。コミュニティプラザ、2年たったんですか。1回目の3年が終わろうとするので、2回目の契約に入ろうということで今回議案になっているわけですけども、私もちょっと認識

がばらばらしていたんですが、このコミュニティプラザはどのような位置づけで造ったかという中で、1つ、当時、私も造るときには賛成をしたんですが、位置づけが、ちょっと認識が違っていたのかなというのでここで確認したいんですが、当初、コミュニティプラザの指定管理を始める上で決められたことは、西白井複合センターが非常に手狭になってやり切れないという中で、その一部を担うんだという位置づけが1つあったと思います。

したがって、出張所機能は担わないと、ほかの公民館などと違って。それは言葉を換えて言えば、今、西白井複合センターなり、駅前センターなどのように、社会教育法でいっている公民館とは違うんだという認識で、地域の住民の人たちが、この地域分権時代にコミュニティの役割を担っていくところを中心に、地域の人たちが使いやすいものを運営していくんだという形で、社会教育法上は公民館ではないということの位置づけで教育活動を広げていくと、市民の中で。そういう位置づけになっていないと認識を改めるべきなのかなと。最近、そう確認されたのかなと思って、再確認をしたい。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。こちらの西白井コミュニティプラザにつきましては、公民館機能を持った施設とは違います。社会教育法に基づく社会教育施設とは違うという位置づけになっております。ですので、そういった面でいきますと、自主事業を行うというのは、社会教育法に基づく社会教育施設はそういったことがまず出てくるわけなんですけども、社会教育施設ではないので、自主事業を行わなければならないというようなことにはなっておりません。

また、この施設については、西白井複合センターの補完施設ということになっておりますけども、こちらについては、当時からレクリエーションホールなど、大変稼働率が高い状態にあって、なかなか部屋が使えないという中で、そういったような方々が、例えば卓球だとか、ダンスだとか、ヨガだとか、そういったような形で、レクリエーションホールというものは作れませんが、そういったレクリエーションホールを使ってきた方々が、西白井コミュニティプラザでも活動ができるということで、機能の一部を補完するという意味合いで、西白井コミュニティプラザを建設したということでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 私も、初めそういう認識でおったんですが、ここ2年の中で、あれ？ 公民館の機能をほかのと同じように持っているのかなと、ちょっと自分の中で混乱が起こったので、今聞いてみました。その点については、確かに西白井複合センターの機能の一部を担うということだけれども、公民館で持っております教育活動を自主的に行うということは入っていないということによろしいかというふうに今の説明を聞きました。

それでは、関連してお聞きしたいのは、先般のこの今議会で、田中議員のほうから議案質疑の総括

質疑の中で、利用している西白井の市民の人たちの中での運営について、このコミュニティプラザについていろいろ要望が出されていると。何項目だったか出されているということで、そういう声が上がっていると。今回の契約に当たって、考慮すべき大事な問題だと思うんですが、その声は市のほうには伝わっているのでしょうか。

伝わっているとすると、どういうふうな要望、コミュニティプラザの運営に関わる要望なのかどうなのか。その辺の内容が分からないままでこの前終わってしまいましたので、市のほうとしてつかんでいる市民、利用者の要望、何項目かあるということについて、お聞き及びの範囲でどう考えておられるか、お答え願いたい。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。住民の利用者さんからの声ということでございますけども、いろんな声が寄せられておりますが、一部紹介をしたいと思います。

当日キャンセルで、振替か返金を認めてほしいと。これは利用の決まり上、できないことになっておりますので、こちらはできませんということで御説明をしております。

それから、使っているパーテーションがとても重いので、施設の従業員で、私たちが使う前に準備をしておいてほしいということについては、お手伝いはできるんですが、前もって職員が団体さんのお部屋のパーテーションを整えておくということまではちょっと出来かねるというようなことでお答えをしております。

それから、ロビーは小学生だけが使えて優遇されている、不公平だということについては、こちらは各センター、ロビーはコロナ禍において使用ができないということになっておりました。その中で児童館については、利用制限をつけながら、一部子どもたちが利用できるとなっているわけなんですけど、コミュニティプラザについては、子ども室がございますが、あまり広くないものですから、子どもと親で、せいぜい入っても8人ぐらいしか入れないという中で、子どもたちが多い地域の中で小学生が来て、それで今日はいっぱいだから利用できませんよというのめっちゃかわいそうだということで、ロビーはほかのセンターは使えませんが、小学生だけは使わせてあげるようにしましょうということで、大人は使えないですけど、小学生は使えるというようなことで運用させていただいているという状況ですとか、あとは、中学生2人が卓球をしたいということで館内に来られました。しかしながら、施設の利用、会議室の利用は、中学生以下は保護者の付添いがなければ利用できないという、これも公民館の統一したルールでございましたので、保護者が同伴でなければ使えないんですよということで、結果的には子どもたちにお帰りいただいたということもございます。

また、どの館も、夕方5時までしか高校生以下の子どもたちは利用できないんですけども、5時以降に子どもたちが来た場合には、この時間は利用できませんということで、お帰りいただいたということ。

あとは、会議終了後に駐車場で仲間と話していると、時間だから帰ってくださいと注意を受けた。



こちらについては、コロナの状況下で、今、利用者には大変御不便な中で、お互いにうつさない、うつらないというようなことで様々な御協力をいただいている状況にあります。3密を避けるだとか、消毒をするだとかという中で、駐車場で、屋外といえども、長時間お話をされているということに対して、会話をずっと続けるということで感染のことを心配されて、お帰りくださいということを促したということがあったりですか。

そのような、いろいろな御意見、あるいは利用者さんからは納得がいかないという声をいただいておりますけども、コロナ感染を起こさないような細心の注意を払った管理運営を行っていくということと、どの利用者にも、統一ルールに基づいて公平に対応していこうという、そういう方針の下で、指定管理者のほうで運営を行ってきたということでやってきたところでは。

以上です。

**○秋谷公臣委員長** 中川委員。

**○中川勝敏委員** 分かりました。具体的にどういうふうな利用者の声があったのかというので分かりましたが、これはやはり、ちょっと感情的な問題も入りやすいのかなと。これはできません、これは駄目ですよと言ったときの、言われたほうの、市民の利用者の受け止め方というんですか、ここに対しては運営者としてどういうふうにしっかり受け止めてもらうか。いろんな館内の案内での周知徹底もあるでしょうけども、やっぱり少し時間をかけてその辺はやっていくということで、努力されているんだと思うんですけども、分かりました。了解です。

**○秋谷公臣委員長** ほかに質疑はございませんか。

血脇委員。

**○血脇敏行委員** この事業計画書の中を見ますと、苦情の対応方法ですか、そういうものが事業計画の中に上がって見えております。先般、大綱的質疑の中で田中議員が、この苦情についても質疑をされていたところなんですけど、西白井コミュニティプラザは、苦情対応要領というのを今年作成されております。平成31年に当館が開館して、令和3年、今年の7月1日に苦情対応要領というのが作成されております。開館してからおおむね2年近くたってからこういうものが、要領というのが作成されているということなんですけど、コミュニティプラザに平成31年、令和2年、それから令和3年の現在まで、もしかすると、苦情が増えていてこういう対応要領が作成されたのかななんて思わなくてもないんですが、その苦情の内容は結構ですけども、件数というか、推移はどのようになっているかちょっとお尋ねさせていただきます。

**○秋谷公臣委員長** 松岡市民活動支援課長。

**○松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。この苦情対応要領でございますけども、こちらは苦情があった場合に、苦情管理表というのに対して、実際の苦情を受けた方からの申出内容、それからそれに対する初期対応計画、そういったようなものを記載して、法人としてしっかりとした対応を取っていくためのものになりますけども、こちらについては、今まで約2年の運営の中で1件、こ

ちらの苦情管理表で対応した事例がございます。

それについては、大綱的質疑の中で答弁がありましたとおり、富塚公園の利用者がコミプラ駐車場に車を止めさせてほしいということ、こちらについては市長への手紙ということでありましたので、苦情管理表の中でしっかりと法人内の対応と市も含めて協議をして対応させていただいたというところでございます。こちらの苦情管理表については、今回の提案で新たに出されたものではなく、以前からこういったような形で対応していくということになっております。

以上でございます。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 この苦情管理表、これは以前からのものということであれなんですけど、この苦情対応要領というのは、附則でこの要領は、令和3年7月1日から施行するというところになっているんですけど、令和3年にこれを新たにこの団体が作成したものということでよろしいんですね。確認です。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。こちらの苦情管理表自体は以前からございまして、それを正式な仕組みとして手順書をしっかりと整えたというところが令和3年の7月1日ということでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 分かりました。この苦情要領みたいなものというのは、ほかの指定館ですとか、そういうところの施設でもこのようなものが作成されているのかどうか確認をさせていただきます。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。詳細については存じ上げておりませんが、各センターとも、住民の方々のサービスをしていく上で、苦情要望については大変重きのあるものだと思いますので、各センターの中で独自のこういった対応についての仕組みは持っていると思います。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃ、まず、位置づけについて伺います。公民館とは違う、一部の機能を補完するものだというお話だったんですけども、以前、これが最初に議案として出されてきたときの質疑としては……。どこだったかな。今後の……。ちょっと待ってくださいね。何かいっぱい旗が立っているのでどれだか分からなくなっちゃう。2年6か月後の自主事業の取扱い・考え方ということについては、2年6か月の間で自主事業の必要性があったのかどうかというところをよく検証しながら、次の2年6か月後の指定の募集に当たりましては検討していきたいという御答弁があるんです。じゃ

あ、どういう検討をして今回の募集要項になったのか。要は自主事業なんかしなくていいよという感じの書き方しかないんですけど、どういう検討の結果でそういうふうな結論になったのかの説明をお願いいたします。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。西白井コミュニティプラザの管理運営の当初の方針といたしますが、市の財政状況を勘案して、この施設も複合センターのような大規模なものを建設しないということと、それから管理運営についても、なるべくコストを削減するというようなことで、自主事業を行わないということで開設をしたことになっております。

そういうことから、今まで2年、開設してからの時間が経過しているんですけども、引き続き、財政状況としても非常に厳しいものがございます。自主事業を実施していくためには、その自主事業の事業費を新たに指定管理料の見込額に上乗せをしなければなりませんし、また、事業費だけではなく、人件費も合わせて増額していかなきゃいけないということになってくると思いますので、そういったような、指定管理料の見込額を大きく上げていくということは、財政的にもなかなか負担が大きいというような検討の下で、今回も自主事業は実施をしないというような結論に至った次第でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 要は自主事業を仕様書の中に盛り込んでしまうと、その分の費用も市が指定管理料の中に入れなくてはいけないという結論に至ったので、自主事業はそちらでやってくれるんだったら、言い換えれば、費用負担を市ではなく、そちらのお財布の中でやりくりしてくれるのであればやっていいよと、そういう書き方になったというふうにししか解釈できないですが、それでよろしいんですよね。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 基本的にはそういうことでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 いわゆるコミセン、コミュニティセンターという位置づけとしては、コミセンがありますね、もう一つ。そちらの仕様書を見ると、明らかに市民の連携意識の向上を図る事業をやってくれとか、地域コミュニティの活性化を図る事業をやってくれ、趣味や生きがいがづくりの向上を図る事業をやってくれとしっかり入っているんですね。同じだと思っんですよ。地域に根差した、地域の人たちが一番の、もちろん全市民対象だけれども、地域にここにはないから建てたいんだということで建った施設であれば、ましてや補完施設だということを一部でも担っているのであれば、コミセンとあまりに乖離した仕様書というのは何かちょっと不自然に思っんですけど、ここについての説明はできますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。コミュニティセンターは、オープンしてからもう相当月日がたちますけども、その当時は、コミュニティセンターの機能としては、自主事業を設けて実施をしていくというようなことで、今日までその考え方の下での運営がなされているということだと思いますが、西白井コミュニティプラザについては、先ほど申し上げたとおり、施設を建設しオープンするときに、財政事情のところから、自主事業を行うには財政的にも負担が大きいということになってきておりますので、そういったような公民館的な位置づけでない両センターではございますけども、運営上の差が出てきているということでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら、これまでの2年半に関する市の、まちづくり西白井でしたっけ、の評価というのは、指定管理の評価以外に、市もモニタリングとかしたりしていると思うんですけど、市は自主事業も含めて、この団体の事業の進め方の評価はどのようですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。市では、この指定管理者の業務がしっかりとできているかどうかということで、まずモニタリング評価というものを上半期、下半期にやっております。こちらは、指定管理者による業務が関係法令に従って協定書、仕様書、あるいは指定管理者の事業計画書に沿って適正に行われているかどうかというような事柄を確認していくと。場合によっては、改善に向けた指導・助言を行うという、そういうものでございますけども、平成31年度の評価についてはB評価。全ての項目、B評価でございます。

B評価というのは、おおむね事業計画の内容に沿った管理が行われ、特に改善すべき課題はないということでございます。ただし、1点、指定管理者が計画していた提案の中に、人員の配置という中で、副館長、あるいは主任となる見込みが見込まれる職員の採用、これができていないという実情がございましたので、ここについては今後、体制を整えていくようにというようなことは話をしております。ただし、これは市の配置基準、常時2名体制としておりますが、そこは満たしているということでございます。

令和2年度については、先ほど申し上げました、人員配置体制が依然として整わなかったということが続いておりましたので、1項目だけ、人員配置についてはC評価。このC評価というのは、おおむね事業計画の内容に沿った管理が行われてきたが、軽微な改善課題があるということで、速やかにこの人員体制を整えるようにという改善指示書を指定管理者のほうに出しております。主任の役割を担う人材の配置を正式に求めたところです。

これに対しまして、その直後、改善をいたしましたということで、人員を採用して、市が求める常勤の職員を配置したということで改善報告書が速やかに提出され、この問題については解決したところです。ですので、モニタリング評価の結果からは、おおむね適正に実施をされているということで

す。

また、数的に申し上げますと、市民のための施設になりますから、どれだけの利用があったかというところが大変重要なところだと思います。平成31年の10月にオープンをして、約半年後にはコロナに見舞われたということですので、これまで2年間の運営の中で、7割から8割ぐらいの期間はコロナの状況下の運営で大変厳しい状況にあったという前提の中で、利用率というのは、平成31年度は9.4%、令和2年度は、4月、5月は全館クローズでしたから、そのときを除いて10か月で割った分ですが、12.8%。令和3年については、4月から10月までの間で19%でございます。

また、利用件数については、これは月ごとに表すのが一番正しい比較だと思いますので、月ごとに申し上げますが、平成31年は一月当たり52件、令和2年度は72件、令和3年度は112件というような形で、毎年毎年、月ごとの利用件数は増えてきているという状況です。

利用人数については、月ごとに、平成31年度は520人、令和2年度はコロナの打撃により、月ごと471人に若干下がりましたが、今年度については、月696人という形で急増していると。このようなことから、地域の皆様、市内の市民の皆様に、新しい施設ながら、年度を追うごとに認知され、そして利用され、その輪が次第に広がってきているということで評価をしているところです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ちょっと戻る感じにはなるんですけど、利用率がだんだん、利用件数も利用者も増えてきているということは分かるんですけども、必要最小限の施設として整備をするということが決まり、その後に提案書が出されている。施設の管理運営は白井コミュニティセンターと同様な運営管理ができるよう、近隣の自治会と地域住民で検討してほしいという提案書が出されているようなのですけれども、ここについては、このような地域住民との間で検討し今の形態に至ったかどうか。そこら辺。これは2年半前の委員会の中での議事録からお尋ねしています。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。前回の提案書の中にそのようなことはうたわれていたと思います。コロナの影響を昨年4月から大きく受けまして、なるべく人が集まらないようにということ、これはセンター側のほうで大変気にして留意をしておりました。センター側が人を集めることによって、感染リスクをセンター側がつくってしまうという、そういった懸念がありましたので、そういった各地域の皆様を集めての情報交換ですとか、あるいは各団体、組織を超えた連携によるいろいろな情報交換、それから、利用団体の方々を迎えるの連絡会をつくるとか、そういういろんな方々に一堂に集まっていただいて情報交換、意見交換をする部分というのが、どうしてもそういった諸事情によってできなかったということでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、評価点数というのを見ると、サービスの部分については、今回2社出てきていて、アンフィニさんとここなんですけど、サービスの部分については、アンフィニさんのほうが上で、そして財政的な面については、まちづくりさんのほうが高いという結果で、結局、サービスのほうは高いんだけど、財政的な部分でひっくり返ってまちづくりさんになっているという状況だということが読み取れるんですけど、非常に分かりづらい配点になっているので、ここについて簡単に説明はいただけますか。何でサービスが高いのに財政的な……。アンフィニさんって、結構いろいろと取っているところなので、そんなに財政がひどかったのかな。それにしても計算の仕方が非常に難解だなと思うんですけど、簡単に説明はできますでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。指定管理選定審査会の中の評価に関することをごさいますけども、審査に当たっては、大きく、サービス等評価点数というものと価格評価点数というものがごさいます。この点数の割合が、サービス等評価点数が大体9割、価格評価点数が1割というようなことになっております。このそれぞれの評価点数の中に審査項目がそれぞれございまして、その審査項目で委員さんが審査された点数を総合計して、最も高かったところが候補者となるということをごさいます。

9対1というバランスにつきましては、これは過去からこのバランスをどうするかという議論というのがございまして、以前は、サービス評価の点数の割合が7、価格評価点数の割合が3。7対3というようなことが一般的には多かったようです。市では当初、7.5対2.5というふうにしてきたわけなんですけど、今言ったような、サービスを重視した業者選定をすべきじゃないかというその御意見を基に、この評価点数の割合を変えながら、現在の9対1にしてきたということをごさいます。指定管理者制度は、質のいいサービスの提供と併せて費用の削減ということを併せ持った制度でございますので、そういった中で、このたびは9対1ということで市はやってきた審査結果であると認識しております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら、そこについては分かったというか分からないという感じで、あまりはっきりしないんですけど、とにかく本当に僅差であるけれども点数差がついて、指定管理審査会の委員の方々もその審査の結果をそのまま答申として出したということによろしいですね。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えします。各プレゼンテーションが終わりまして、それぞれ質疑があって、その後に、この委員会の中の審査の方々が見意見を交わし合った上で審査票をつけて、そして、その審査票をつけたものを回収して得点を出して、その得点結果に基づいて候補者を選定したということですので、審査員の方々がこのことを決定したということです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、自主事業を求めているというところで、その扱いについて伺います。

収支の計画とか出していると思うんですけども、収入としては、指定管理料と公園の清掃と、本当にここに特化した法人なので、そのくらいかなと思うんですけども、例えば自主事業をした場合、その経費については、全く法人が自主的にやるところであるから、市のほうへの収支報告には記入しないでもいいということになるのでしょうか。自主事業の経費は別だと考えるのか、それとも、求めてはいないけれど、やったんだったら報告しなさいよという形で全部報告を出させるのか。そこについてのお考えを伺います。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。このたび、審査会に出されました法人さんからの3か年の計画書の中の収支の中には、自主事業を前提とした支出は見込まれておりません。実際に年度が終わりまして、市に事業報告書をいただく際には、自主事業をやった場合には、どれだけ事業費がかかったかということは、併せて決算書の中に入れて報告をいただいているという状況です。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 計画書には見込まれていないけれども、実際に行った場合は、その収支は報告をするということになります。そうすると、それはNPO法人がコミプラを使って自主的に行った事業であって、NPOの中でお金を捻出し、そこで上げた収入についてはまちづくりのほうで収受するという形になるわけですね、形式的には。勝手にやってくださいという位置づけなので。それをそこまで市のほうに報告を求めるということについての妥当性はどうなんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。自主事業については、確かに実施を求めておりませんが、自主事業を実施していきたいと法人から申出があった場合には、あらかじめ市のほうに自主事業をしたいという旨の協議書を出していただきます。その上で、自主事業ということで認められたものについては自主事業をやっていただきますので、その分の経費については、市のほうに最後の収支決算ということで報告をいただいているということです。

それから、先ほど申し上げた自主事業の経費についてなんですが、今回、指定管理者のほうから出されました予算計画書の支出の中には入っておりませんが、収入の中には自主事業収入ということが入って、提案として出されております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃ、今度、財政的なものをちょっと伺いたいんですけども、最初は、初めての

法人だということで、300万円の資金を調達して、それをもって参加資格を得たと思います。今回については、そこについてはどのような形になっているのでしょうか。自己資本的なものについては、同じ条件でそれを同じようにクリアをしているのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。最初に請け負うときの団体さんは、新しい団体ですから、過去3年分の財務関係書類というものを出せない状況でしたので、出せない場合には300万円の預金残高を証明できるようなものを出してくださいということでお願いをしておりました。今回については、そういったようなことはもうございませんので、この書類のほうは提出を求めているというところです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、今までの2年半の活動実績が報告として上げられれば、それでよろしいということに。自己資本がどのくらいあるとか、そういうことは問わないということになりますかね。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えします。審査会の審査項目の中でいろいろと協議されるでしょうが、申請書類上では求めないということでございます。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 委員長、すいません。今、柴田委員の質問の中で私が勘違いしてたなと思って、再度お尋ねしたいんですけども、この審査会で審査をしたのは、サービスの向上、ここにも明記されているんですね。審査の結果が点数で評価されているんですけども、この主な選定理由が、市民のサービスと書いてあるんです。それから、ニーズに応じたこと、サービスと。これが書いてあって、このNPOのほうは73点、そして、アンフィニのほうは84点。10点ほどの差があるんですけども、それでいて、このNPOのほうにサービス、住民のニーズに応える、この辺のちょっとミスマッチみたいなこの書き方、これ、どういうふうに解釈したらいいのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 今、点数で七十何点とかとおっしゃられましたけども、審査結果の得点表のそれぞれの項目、最高でも40点に行くか行かないかなんですけど、七十何点というのはどこにありますでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 私の説明がちょっと不十分だったかと思えますけれども、まず、ベースはこの審査結果の点数表からなんですけれども、市民のニーズ、サービスといたら、これが2番と3番ですよ



ね。この2番と3番を足すと、アンフィニのほうは84点です。それから、このNPOのほうは73点になるんです。

それで、うたっていることは、主な選定理由、これはNPOのほうに書かれているんですけども、あくまでも住民サービス、それと市民ニーズ。これをかなり選考の中で重視しているんですね。なぜこういう点数の違いがあるのに、先ほど、財政1割、それからサービスが9割ぐらいのことで説明されたんですけど、通して考えると、何かミスマッチだなという。その辺はどういうふうに解釈していらっしゃるのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。まず、基本的に、先ほど申しあげましたこの評価の仕方に沿って、それぞれの審査項目ごとに点数化されておりますので、それを総合的に照らし合わせて、合算をして評価をするというところでこのような結果になっているかと思いますが、審査会の中で話が出たところでいきますと、アンフィニさんについては、いろいろな自主事業ですとか、そういったようなものは非常に力を持っているだろうというような話はございました。

一方で、まちづくり西白井さんは、この施設の設置目的にかなった広い提案があったと。アンフィニさんは、子どもを中心としたことを長年、様々な自治体で実績を上げてきたというところは、サービス面としても非常に高いものがあるでしょうけども、地域全般ということを見渡した場合に、幅広くという部分での視点というのが欠けていたというような話がございましたので、それがこのそれぞれの審査項目の中での得点に、それぞれ審査委員の皆さんが入れることによって、総合的にはこのような結果になったのかなとは、これは審査会の審査委員の皆さんの意見を聞いた中で私が推測するところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今、そういう回答がございましたけれども、この資料ではそこまで読み取れないんです。あくまでも選定理由というのは、サービス、それから市民ニーズ、これがメインの言葉になっているんです、文章の中で。そして、先ほども審査の体制は、サービスが9割で価格が1割。こういう中で選定していくんだとなると、やっぱりメインのところは、サービスと市民ニーズなんです。そうすると、得点からいったら、おかしいなと思うのは普通だと思うんですけども、今、課長がおっしゃったような、そういうことも加味されるのであったということであれば、もうちょっとこら辺りを書き添えて、あとは審査会の問題ですから私たちがとやかく言えませんが、そういう評価内容をもうちょっと詳しく書くべきであったなとは思いました。付け加えておきます。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今、点数が出たんですけど、点数がこうだけれども結果がひっくり返ったとか、こ

ちらにしましょうというふうに審査会の会議の中でなったようなことは今まであります。それとも、評価した点数どおりの結果で今まで来ていますか。何か都合があつて変わってしまったなんていうことは今まで実績はありますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 これまでは、そういった点数によってひっくり返ったとかというようなことはございません。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ、自主事業とか、そのやろうとしていることについてちょっと伺いますが、民生委員を常駐してということは、前も言っていましたし、今回もまた出てきていますけど、そういうことは実際可能で、今までこの2年半行われてきていたんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 前回の提案書の中でそういったような記載があり、市のほうからも、なかなかそれは難しいのではないかというようなことも回答させていただいてきたところなんです。実情は、コミュニティプラザに勤務している職員が民生委員になって、民生委員であるということ。肩書として持つ人が職員としてその場所にいるというようなこととございます。ですので、民生委員の協議会さんがこのコミュニティプラザに、何曜日に地域の民生委員が入れ替わり立ち替わり相談員として訪れて、そして、相談窓口としてその日は相談会を開催しますよというようなものではなく、民生委員になっている人が職員としていて、いろんなコミュニケーションの中で、利用者さんからの話や場合によっては悩み、あるいは困り事を聞いたときに、民生委員であるがゆえに、民生委員としてのいろんな情報ですとか、声かけなんかができるというようなことを施設運営の1つに生かしているというのがこれまでの実態でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時30分

○秋谷公臣委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員の皆様一言申し上げます。質疑がまだ続いておりますけども、なるべく質問の範囲が広がらないように、議案に沿った形で質疑をできればお願いいたします。

質疑を再開します。

ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 西白井複合センターの一部機能の補完だということについてお尋ねします。

西白井の補完的なことであると、ある意味連携をしてもいいのではないかと思うんですけど、貸し館のやり取りとかやりくりとかいうのでお互いに補完し合っているというような状況では、今まであったんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。各センターとの連携につきましては、各センター長が集まるセンター長会議で、それぞれの館の情報共有をし合いながら、共通の課題については、そこで解決していくきっかけ、アイデアを出し合うという形での連携が全センターの中で行われておりますけども、コミュニティプラザとほかのセンターで貸し館を補完し合っているというようなところはございません。

ただ、西白井複合センターの利用団体が、コミュニティプラザのほうに登録を変更するだとか、そこに登録拠点を設ける形で移ってくるという意味では、施設の場所の補完がされているものと思います。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 自主事業についてなんですけど、コミュニティセンターという意味ではコミセンもコミプラも同じだという位置づけだと思うんですけど、コミセンのほうに自主事業のほうをちゃんと位置づけ、コミプラのほうに位置づけてないというのは、まだ新しい施設で体制がちゃんとしていないからという説明だったというような気がするんですけど、それでよろしいですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。新しく創設間もない施設だからということではございませんで、市の財政事情、当初のセンターの管理運営の方針、そういった中で自主事業を行わないというようなことで、この方針に至っているということでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、要は指定管理料を節約するために自主事業のほうを盛り込んでいないと受け取ったんですけど、コミセンとコミプラ、その部分でどのくらいの指定管理料の差が出ているんでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。西白井コミュニティプラザは、今回1,600万の上

限額を設定させていただいております。コミュニティセンターについては、児童館を併設しておりますけども、コミセンと児童館合わせて3,100万程度の指定管理料というようなことになっております。以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 たしか大綱的質疑の中か何かで、自転車が炎天下で屋根がなくて大変というような話で、それを修繕するというような、屋根を付けたかというような話があったと思うんですけど、これに関して、やるのは市のほうですか。それとも、まちづくりのほうですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。こちらの設置については、まちづくり西白井の自主財源の下で設置をするというようなことで提案をいただいております。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そのような造作を加えることについて、市はオーケーをするんですか。そういう、外観なり何なり手を入れるということについては、市が管理責任があると思うんで、市のほうが出すのではないか。あるいは、10万以上の修理、補修などについては市がというようなことが、今までの指定管理との間ではあったはずなんですけど、これについてはどういう位置づけになりますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。屋根を付けるということではございませんで、軒下に火災報知器を付けるというようなことでの御提案をいただいているところです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 軒下に火災報知器を移動するという意味ですか。そうすると、自転車のほうの炎天下に雨ざらしというようなことの解消ではないということですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。消防署からの消防法に基づく指導によりまして、軒下には物を置いてはいけないという指導を受けているものですから、そこに自転車を置くとか、あるいは物を置いてそこで何か有効活用するとかということは、現在できないような状況になっております。

その状況を打開するべく、法人のほうから、火災感知器を法人の費用を捻出して設置することによって、住民の皆様のニーズに基づく活用方策を見いだしていきたいというようなことで提案してくださっているものです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それでは、また別のことで、大綱的質疑の中で、十数件のクレームが来ていて、市のほうに文書で報告しているんだけど、それについての対応はというような質問があって、そこは答弁がなかったんですけど、これについては、そういう書面は受け取られていますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 受け取っておりませんでした、本今朝受け取りました。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 受け取っていなかったということですが、幾つかのことは議場の中でも例示として挙げられていたんですが、そこについての対応というのは、市が行うのか、どこまで、要はクレームが来た場合、どこまでを指定管理者に任せ、どの時点から市が出てくるとかいう、そこら辺の線引きみたいなのはあるのでしょうか。まず最初に、その例示として出ていた、大綱的質疑の中で出ていたようなことについては、もう対応がされているということでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。コミュニティプラザからは、毎月その月に合った出来事を報告書という形で頂いております。その中には、何人利用があったとか、あるいはどういった事業をやったとか、気づいたこと、それから声としていただいたこと、そういったようなことを記載いただいております、それを市民活動支援課で目を通しております。

その内容に応じて、市民活動支援課からコミュニティプラザに確認をするときもありますし、あるいは、コミュニティプラザから、報告に上げた件ですけど、こういうことでしたと、報告書とプラスアルファ、電話等で説明を受ける場合もあります。

でも、そういう中で、ここは対応しなきゃいけないもの、あるいは、先ほど申し上げた市のほうに直接話があったものについては、コミュニティプラザのほうにも情報を共有しながら、対応をその都度させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 受け取ってなかったということですが、そうすると本人と話も食い違いますが、そういうことはちょっとこの場では控えたほうがいいのではないかと思います。言っていることのそごになると思いますし、それは失礼なことなんじゃないのかと思いますので。

私が聞きたいのは、その中で取り上げられているようなことは、市としては対応されているのかどうかの確認をしているのかということを知りたいのです。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。先ほど、市長への手紙で、富塚公園を利用された方が、コミュニティプラザの駐車場に止めさせてほしいというような強い訴えがございました。こち

らについては対応させていただきまして、駐車をする際には、コミュニティプラザの窓口に申出ていただいて、何かあったときにはすぐに車を御移動いただけるよう、その方の電話番号、お名前等を聞かせていただいて、それで駐車してもいいですよというような許可をさせていただくやり方に改めさせていただきます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 では、苦情の処理について、今は1個1個具体的に対応しているようではすけれども、以前、すごくもめて裁判だ何だみたいに指定管理のほうと利用者との間でもめて、結局決着がつかなかったようなことに発展したこともあったんですが、そういうとき、市というのは、どの辺りから関わって解決のほうに関わっていったらいいことになるんでしょうか。指定管理を守るという意味もあると思いますけど、市がどの場面で出ていくということ、そういうようなことというのは、決め事とか話し合われたりしたことはありますか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。どのタイミングになれば市が出ていく、あるいはどのタイミングまでがコミュニティプラザで対応していただくという、そのようなガイドラインというものは、現在持っておりません。大切なことは、何か起きた場合には報告をいただく、そして市のほうもその報告に応じてどうだったかということを確認し合いながら、どういう対応をしていくべきかということを中心に、そういったものについては適切に対応していくよう取り組んでいる状況です。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 賛成の立場から討論いたします。

この2年余の短い期間の中で、プラザの位置づけ、まちづくり西白井と市の関係で、新たに構築していく、築き上げていくという点で、幾つかのそごを来す問題もあろうかと思いますが、前向きにその辺の処置がされているという、その中身は伝わってきましたので、その点で、今後積み上げていく

中で、お互いの地域の人が使いやすいというものをどう応えてやっていくか、大いに切磋琢磨していただきたいと、そのように感じて賛成をいたします。

○秋谷公臣委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員です。したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○秋谷公臣委員長 日程第4、議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑を行います。

11ページ、2款1項9目地域振興費と、11ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費までと、17ページ、7款2項1目道路維持費と、17ページ、7款3項1目河川総務費、これについて質疑を行います。質疑はございませんか。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、11ページの一番上になりますけれども、9目の地域振興費、ここでは、自治会活動支援に要する経費ということで、たしか栄区から申請があつて、それに応える形というようになっていたと思います。今回、この趣旨、ある程度分かっているつもりなんですけど、そこをちょっと伺いたいと思います。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。この栄区の申請につきましては、自治会等で実施している、みこしまつりや節分まつり等のコミュニティ活動で使用している備品の新規購入、折り畳みリヤカーですとか、あとは事業の際に借用している備品、発電機、LEDバルーン投光器の購入をすることによって、コミュニティ活動を活性化していきたいというもので申請をいただいたものでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 コミュニティの活性化ということで、たしかこれ、以前にもいろいろこういうことに関して質問が出ていたんですけど、確認なんですけど、これは宝くじの、それを財源としたどこかの財団からの支給ということになると思うんですけど、そこをちょっと確認させてください。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。宝くじの収益などを生かすということで、一般財団法人自治総合センターのほうから、県を経由して市のほうに助成が来るというようなものでございます。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、たしか前に出たときも、申請したところが1か所だけではなかったような気がしたんですけど、今回栄区となっていますけれど、この130万はここだけからの申請だったのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。このたびの申請については、コロナ禍によって特別に追加募集という形で、県のほうからコミュニティ助成の申請の案内がございました。文書で届きましたのが今年の8月11日でございます、提出期限が9月10日ということで、非常に短い期間でございました。そういうこともありまして、昨年度に、一般コミュニティ助成事業の申請があった自治会が3自治会ございましたが、そのうち、平塚西区については採択しておりますので、残りの2自治会に声かけをさせていただくというようなことでもいたしまして、1番目のある地域の桜苑式番街自治会が次の候補自治会ではあったんですけど、その自治会は、事業の実施の可能性が今年度コロナで低いということで、申請を辞退されるということがございまして、その次に、栄区が次の候補自治会になっておりましたので照会をさせていただいたところ、申請をするということに至ったということでございます。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 分かりました。3つ申請があったけれども、そのような事情があって、今回栄区に決まったということでもいいわけですね。

最後に、この宝くじを頂いた場合には、縛りが1点書かれているんですけど、そのことについて支援もしていただいて、何か縛られることはあるんですか。

○秋谷公臣委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。まずは、当然ではありますが、助成を受けた物品を使って自治会でのコミュニティ活動をまず実施をするということ。それから、物品に対しては、助成金を受けたというようなシールを貼って、それを受けてのものなんだということをしっかりと広報表示をするということ、そういったことが求められております。



以上でございます。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございませんか。

今11ページの質問ありましたけども、17ページも、土木費についても範囲に入っていますので、ございませんか。

なければ、次に、歳入について質疑を行います。

9ページ、21款4項2目雑入のコミュニティ助成事業助成金から、この点について質疑はございますか。

ないようですので、以上で歳入についての質疑歳入についての質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費について質疑を行います。

4ページ、7款3項水路維持等改修事業、平塚水路実施設計委託、7款4項公園施設環境整備事業、公園施設等改修工事について、質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 7款のところ、河川費というところで、平塚水路実施設計委託、これはかつて何という事業名だったのでしょうか。平塚のほうが、国営総合農地防災事業手賀沼地区の調査の概要ということで1回説明があったんですけども、こういったことに部分的に水路を維持していくという、そういうことに関係してくるのでしょうか。単なるこの部分だけの水路を改修するという、どうということなのでしょうか。

○秋谷公臣委員長 竹田道路課長。

○竹田忠夫道路課長 今の国営事業の関係につきましては、下手賀沼のほうの関係なのかと。金山落等の改修の関係かと思います。

本件につきましては、市道00-005号線の雨水排水の流末となる水路の改修の関係でございまして、昨年度概要設計を行いました、今回は実施に向けた詳細設計をやっていくというようなもの内容にはなっておるところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 その次の、公園施設の環境整備事業が工事設計に伴うというところだけちょっと書き留められているんですけど、もうちょっと中身についての説明をお願いします。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。工事設計に伴いまして、今回、遊具の更新を行うものなのですが、公園の地区内にあります、小学生ですとか保育園児、幼稚園児に遊具の選定にあたってアンケート調査を実施しました。そういった調査に時間を要したことから、今回繰越しとなったものです。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 アンケートというのは、その遊具を使っている子どもたちへのアンケートということですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。その遊具更新を行う公園の地区内にある小学生ですとか幼稚園児、保育園児に対しましてアンケート調査を実施したところでございます。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 書いて出してもらわんじゃなくてヒアリングということですか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。遊具を幾つか提案し、候補を提案しまして、その中から選んでいただいたという形になります。アンケートは、紙で行ったような形になります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 アンケートを行うとか遊具を選んでもらうというのは、当初からそういう調査をした上で設計をするということになっていたものですか。それが時間がかかってしまったということでしょうか。

○秋谷公臣委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。もともと予定はしていたところですが、そういった集計ですとか調査結果を踏まえまして遊具の作成とかに入りますので、そういったことに時間を要したというところになります。

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 以上で、繰越明許費についての質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。本常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第11号 令和3年度白井市下水道事業会計補正予算(第2号)について

○秋谷公臣委員長 日程第5、議案第11号 令和3年度白井市下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、資料に対する質疑は行わないようにお願いいたします。

質疑はございますか。債務負担行為に関する調書のところ、この2ページ、ここについてであります。

植村副委員長。

○植村 博副委員長 それでは、1点だけ、たしか説明で、管理する人員を増やすということだったと思います。水道と一緒に、それに連携するような形になっておりますので、将来の維持管理が非常に大変になっていく。その中で、このように人員を増やすということは、私的な考えでは、やっぱり人の流れを絶えさせないように維持管理していく、そういうノウハウをきちんと伝えていくということとかという自分なりの理解なんですけど、ここで人員を増やして管理体制を改めてセットしたという、その理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○秋谷公臣委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 今回、ポンプ場の運転管理業務委託ということで資料請求がございましたので、その資料の説明になってしまいますが、委員長、よろしいでしょうか。

まず、資料の説明をさせていただきますと、現契約、今ポンプ場、白井市の場合、中継ポンプ場の大きなものが2か所ございます。それからマンホールポンプという小さなポンプ場が下水道分として20基、それから道路課の雨水のマンホールポンプのほうも1か所管理をさせていただいております。現行の点検回数であったり点検をするときの人数、それから、経費削減をするために予算計上時の人数という形で入れさせていただいて、今回の点検の見直しということで、その見直しの人数が、当初の予算計上時とどのように変わるかということの資料のほうをまず提示させていただいております。

今委員からお話があったように、継承等の必要性もあるんですけど、昨今、集中豪雨等がございまして、なかなか維持管理をしていくのも大変な状況で、当初は、現行の内容よりも少ない人数で維持管理をしていただくということで、委託料のほう、債務負担行為を計上したんですけど、やはりかなり災害に近いような大雨等も降っておりますので、点検回数を増やしたり、点検を回っていただ

く人数を増やしたりということで、それを拡充したということで、今回、提案の文章の中に、人員体制の強化を図るということで御説明させていただいているところでございます。

以上です。

○秋谷公臣委員長 植村副委員長。

○植村 博副委員長 分かりました。ちょっと質問としては間違っているかも分からないんだけど、水道なんかでは、集中的に整備を始めて、そのときのものが何割かは老朽化して切り替えていかなきゃいけない時代になっているということなんですけど、この今回の下水のほうでは、そういう観点というのは、この人員を増やしたことによってよくチェックをすることによって、豪雨や何かの非常時の対策もすることによって維持管理を強化して長もちさせるようにする機能を十全に発揮させるようにするという形でいいんでしょうか。質問がよく分からなくなっちゃったんですけど、すいません。

○秋谷公臣委員長 青木上下水道課長。

○青木元晴上下水道課長 きめ細かな点検をするということであれば、今委員の御指摘のとおりだと思います。ただ、今回、債務負担行為で増やさせていただいたというのは、点検の強化というよりは、人員を多く確保して、災害が起きたようなときに、すぐその委託を受けた会社に人の配置をしていただくためにやっている部分もありますので、人員体制の強化という説明をさせていただいたところで

以上です。

○秋谷公臣委員長 ほかに質疑はございますか。

全体を通じて質疑があれば。

〔「ありません」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○秋谷公臣委員長 起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案

のとおり可決されました。

(6) 閉会中の継続調査について

○秋谷公臣委員長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会にかかる所掌事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○秋谷公臣委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時05分